

公報

〔1〕 1953年4月1日 (水曜日)

公 報 (號外)

三 社会局	四 経済局	五 工務交運局	六 法務局	七 警察局	八 警察局		
④ 社会教育に関すること。	⑤ その他法令により定められた事項						
① 社会福祉に関すること。	② 労働に関すること。	③ 保健衛生に関すること。	④ 移民に関すること。	⑤ 人権の擁護に関すること。	⑥ 合衆國政府使用土地に関すること。		
② 前項の官房及び各局の外、立法の定めるところにより部、室、庁及び委員会を置くことができる。	① 前項の官房及び各局の外、立法の定めるところにより部、室、庁及び委員会を置くことができる。	② 生命及び財産の保護に関すること。	③ 犯罪のそう査及び被疑者の逮捕に関すること。	④ 出入國管理に関すること。	⑤ 諸問題機関		
第三條 官房及び各局の所掌事務は、左の通りとする。	一 官房	① 祕書及び儀式はう賞並びに各部局間の事務の調整に関すること。	② 計量に関すること。	③ 公共の秩序の維持に関すること。	④ 分掌課		
立法院の議決した行政事務部局組織法に署名し、ここにこれを公布する。	二 内政局	② 職員の進退及び身分に関すること。	③ 企業の免許に関すること。	⑤ 官房及び各局に、その所掌事務を分掌させるため、課を置く。	第五條 行政主席は、第二條の各部局の外、特に必要がある場合には、審議会又は協議会(諸問題的又は調査的なもの)を置くことができる。		
一九五三年四月一日	行政主席 比嘉 秀平	④ 情報に関すること。	④ 特許権、商号、商標その他商業上の登録に関すること。	② 前項の課は別表第一に掲げる通りとし、その分掌事務の範囲は、行政主席が定める。但し、文教局の分課及びその分掌事務の範囲は、中央教育委員会が定める。	第六條 行政主席は、第二條の各部局の外、特に必要がある場合には、審議会又は協議会(諸問題的又は調査的なもの)を置くことができる。		
立法第九號	行政事務部局組織法	⑤ その他の他局に屬しないこと。	⑤ 援助物資の管理及び清算に関すること。	③ 前項の課は別表第一に掲げる通りとし、その分掌事務の範囲は、行政主席が定める。但し、文教局の分課及びその分掌事務の範囲は、中央教育委員会が定める。	第七條 行政主席は、第二條の各部局の外、特に必要がある場合には、審議会又は協議会(諸問題的又は調査的なもの)を置くことができる。		
琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。	三 文教局	⑥ 政府の豫算決算並びに税その他財務に関すること。	⑥ 電力に関すること。	② 前項の課は別表第一に掲げる通りとし、その分掌事務の範囲は、行政主席が定める。但し、文教局の分課及びその分掌事務の範囲は、中央教育委員会が定める。	第八條 行政主席は、第二條の各部局の外、特に必要がある場合には、審議会又は協議会(諸問題的又は調査的なもの)を置くことができる。		
第一條 この立法は、行政主席の統轄する行政事務部局の機構及び所掌事務の範圍を定めることを目的とする。	四 行政事務部局	⑦ 市町村行政及び財務に関すること。	⑦ 気象に関すること。	① 中央教育委員会に関すること。	第九條 行政主席は、第二條の各部局の外、特に必要がある場合には、審議会又は協議会(諸問題的又は調査的なもの)を置くことができる。		
第二條 行政事務部局として、行政主席官房(以下「官房」という。)及び左の七局を置く。	五 内政局	⑧ 学校、地方教育委員会その他教育に関する機関に対し助言を與えること。	⑧ 戸籍、登記及び供託に関すること。	② 行政事務部局として、行政主席官房(以下「官房」という。)及び左の七局を置く。	第十條 行政主席は、第二條の各部局の外、特に必要がある場合には、審議会又は協議会(諸問題的又は調査的なもの)を置くことができる。		
二 文教局	六 法務局	⑨ 教育に関する調査研究に関すること。	⑨ 戸籍、登記及び供託に関すること。	二 文教局	第十一條 行政主席は、第二條の各部局の外、特に必要がある場合には、審議会又は協議会(諸問題的又は調査的なもの)を置くことができる。		
	七 警察局	⑩ 行刑及び更生保護に関すること。	⑩ 戸籍、登記及び供託に関すること。	三 文教局	第十二條 行政主席は、第二條の各部局の外、特に必要がある場合には、審議会又は協議会(諸問題的又は調査的なもの)を置くことができる。		
		(附屬機関)		四 行政事務部局	第十三條 行政主席は、第二條の各部局の外、特に必要がある場合には、審議会又は協議会(諸問題的又は調査的なもの)を置くことができる。		
		第六條 各局に、第四條の課の外、別表第二に掲げる附屬機関を置く。		五 法務局	第十四條 行政主席は、第二條の各部局の外、特に必要がある場合には、審議会又は協議会(諸問題的又は調査的なもの)を置くことができる。		
		前項の機関の名稱、位置及び組織		六 警察局	第十五條 行政主席は、第二條の各部局の外、特に必要がある場合には、審議会又は協議会(諸問題的又は調査的なもの)を置くことができる。		

は、行政主席が定める。

官房長及び各局長を置く

輸局設置法（一九五二年立法院第二

のとみなま

(文部省)
第七條 各局に、その所掌事務を分掌

れるため、別表第三に掲げる支分

部局を置く。

轄区域及び組織は、行政主席が定める。

2 宮房長及び各局長は、それぞれその機關の所掌事務を統括し、職員の服務についてこれを監督し、法令がその権限に屬させた事務を行う。

第八條 行政主席の権限に属する事務

二三

(行政主席の事務委任)

第九節 行政主権はその範囲に屬する事務の一部を、法帝の定めるとする

により、各部局又は機関の長その他の

のものに委任することができます。

(行政主導の中止権)

の長の处分を中止せしめ、必要な處

置をねう」とがである。

(権限疑義の認定)

第一回 各書局の見聞記録
限についての疑義は、行政主席が裁

定する。

(行政副主席)

第十二條 行政副主席は、行政主席を補佐し、行政主席の委任する行政事務

補佐官 律政三局の監督——行政上に事務を行ひ、行政主席が不在のとき又

は事故のあるときは、その期間中行

政主席の職務を行う。

(前略) 各局の長及びその概要

第一回 宝瓶金光現

1953年4月1日 (水曜日)

公報 (號外)

0103

工務交通局	一 底務課 二 上木課 三 建築課 四 電力課 五 陸運課 六 海運課 七 郵務課 八 電務課 九 郵便經理課 十 資材課
法務局	一 底務課 二 法制課 三 行刑課 四 民事課 五 財產管理課
警察局	別表第二
行政事務部局	附屬機關
官房	
内政局	
文教局	
社会局	
經濟局	一 企業免許事務所 二 計量検査所
内政局	一 稅關 二 稅務署
文教局	一 教育長事務所
社会局	
工務交通局	一 工務出張所 二 港務所 三 中央郵便局 四 中央電報局 五 郵便局 六 電氣通信工事局 七 貿易管理局 八 無線電報局
法務局	一 支局 二 登記所 三 土地事務所 四 刑務所
警察局	
經濟局	一 森林所 二 農業研究指導所 三 林業試驗場 四 水產研究所 五 家畜衛生研究所 六 認定檢定所 七 家畜檢疫所 八 植物防護所 九 物產檢查所 十 種畜場 十一 工業試驗場 十二 染色指導所 所 十三 疾病代表事務所 十四 援助物資管理所 十五 肥料檢查所
工務交通局	一 機械工場 二 實材集積所 三 車輛管理所 四 氣象台
法務局	一行刑研修所
警察局	
行政事務部局	機関名 特別職 一般職 計
	III 七、四〇一 七、四三三

別表第三

立法院の議決した行政機関職員定員法に署名し、ここにこれを公布する。

一九五三年四月一日 行政主席 比嘉 秀平

立法第十號

琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。

（定義）

第一條 この立法において、行政機關職員（以下「職員」という。）とは、行政事務部局及び人事委員会に常時勤務する琉球政府公務員をいう。

（職員の定員）

第二條 職員の定員は、左の表に掲げる通りとする。

人事委員会

三

一四

一七

計

一一五

七、四一五 七、四四〇

者は、豫算の範圍内において、前項の定員の外に聞くことができる。

(部局・機関別の定数)
第三條 前條第一項の行政事務部局に置かれる職員の各部局及び機関別の定数は、行政主席が定める。

附 則
第一條 この立法は、公布の日から施行する。

第二條 職員は、その数が一九五三年四月一日において、第二條に規定する定員をこえないよう、同年三月三十日までの間に、遅次整理するものとし、それまでの間同様の定員をこえる職員は、定員の外にあるものとする。

第三條 この立法の施行に伴う整理によつて退職する職員には、當該退職者の俸給月額の三箇月分を退職手当として支給しなければならない。但し、退職金の支給を受けた者が、退職後三箇月以内に再び政府の職員に採用される場合には、未経過期間分の退職金に相當する金額を政府に返還しなければならない。

2 詞項の退職手当の支給条件及び支給方法については、任命権者が定め

- 三 統計調査の結果の編集及び刊行に關すること。
 第四條 統計部に、部長の外、所要の職員を置く。
 (職員)
 第五條 部長は、部の事務を統括し、職員の服務についてこれを監督し、法令がその権限に屬させた事務を行う。

三 統計調査の結果の編集及び刊行に關すること。

- 七 所轄財産及び物品に關すること。
 八 他課に屬さない事務に關すること。

- (経済課)
 第九條 経済課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 経済に關する統計調査の企画並びに実施に關すること。
 二 財政及び金融の統計調査に關すること。

立法院の議決した統計部設置法に署名し、ここにこれを公布する。

一九五三年四月一日

行政主席 比嘉 秀平

立法第十一號

琉球政府立法院は、この次の通り定める。

(統計部設置法)

第一條 この立法は、統計部の所掌事務の範圍を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)
 第二條 行政事務部局組織法(一九五三年立法第九號)第二條第二項の規定に基いて、統計部を設置する。
 (所掌事務)

第三條 統計部は、政府所管に關する左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。
 二 部長の官印及び部印の管理に関する事。

三 公文書類の接受、發送、編集及び保存に關すること。

四 部内豫算、決算及び会計に關すること。

五 統計調査の結果の編集及び刊行に關すること。

六 農山漁村の統計的經濟調査に関する事。

七 前二條に掲げる以外の農林畜水產業の調査に關すること。

八 土地及び氣象の統計調査に関する事。

九 その他の經濟調査に關すること。

十 第二號から第八號までの統計調查の結果の解析に關すること。

十一 人口及び社会に關する統計調査の企画並びに実施に關すること。

十二 人口社会課においては、左の事務をつかさどる。

一 國勢調査その他國勢の基本に関する統計調査の實施及び製表に関する事。

二 國勢調査に關する事。

三 労働力、賃金、勤労及び住宅の統計調査に關すること。

第三條 統計部は、政府所管に關する左の事務をつかさどる。

一 國勢調査その他の國勢の基本に関する統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

二 統計法(一九五一年立法第十三號)に規定する事務に關すること。

三 統計知識の普及及び宣傳に関する事。

四 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

五 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

六 統計知識の普及及び宣傳に関する事。

七 所轄財産及び物品に關すること。

八 他課に屬さない事務に關すること。

九 その他の經濟調査に關すること。

十 第二號から第八號までの統計調査の結果の解析に關すること。

十一 人口及び社会に關する統計調査の企画並びに実施に關すること。

十二 人口社会課においては、左の事務をつかさどる。

一 國勢調査その他國勢の基本に関する統計調査の實施及び製表に関する事。

二 國勢調査に關する事。

三 労働力、賃金、勤労及び住宅の統計調査に關すること。

四 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

五 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

六 統計知識の普及及び宣傳に関する事。

七 所轄財産及び物品に關すること。

八 他課に屬さない事務に關すること。

九 その他の經濟調査に關すること。

十 第二號から第八號までの統計調査の結果の解析に關すること。

十一 人口及び社会に關する統計調査の企画並びに実施に關すること。

十二 人口社会課においては、左の事務をつかさどる。

一 國勢調査その他國勢の基本に関する統計調査の實施及び製表に関する事。

二 國勢調査に關する事。

三 労働力、賃金、勤労及び住宅の統計調査に關すること。

四 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

五 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

六 統計知識の普及及び宣傳に関する事。

七 所轄財産及び物品に關すること。

八 他課に屬さない事務に關すること。

九 その他の經濟調査に關すること。

十 第二號から第八號までの統計調査の結果の解析に關すること。

十一 人口及び社会に關する統計調査の企画並びに実施に關すること。

十二 人口社会課においては、左の事務をつかさどる。

一 國勢調査その他國勢の基本に関する統計調査の實施及び製表に関する事。

二 國勢調査に關する事。

三 労働力、賃金、勤労及び住宅の統計調査に關すること。

四 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

五 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

六 統計知識の普及及び宣傳に関する事。

七 所轄財産及び物品に關すること。

八 他課に屬さない事務に關すること。

九 その他の經濟調査に關すること。

十 第二號から第八號までの統計調査の結果の解析に關すること。

十一 人口及び社会に關する統計調査の企画並びに実施に關すること。

十二 人口社会課においては、左の事務をつかさどる。

一 國勢調査その他國勢の基本に関する統計調査の實施及び製表に関する事。

二 國勢調査に關する事。

三 労働力、賃金、勤労及び住宅の統計調査に關すること。

四 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

五 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

六 統計知識の普及及び宣傳に関する事。

七 所轄財産及び物品に關すること。

八 他課に屬さない事務に關すること。

九 その他の經濟調査に關すること。

十 第二號から第八號までの統計調査の結果の解析に關すること。

十一 人口及び社会に關する統計調査の企画並びに実施に關すること。

十二 人口社会課においては、左の事務をつかさどる。

一 國勢調査その他國勢の基本に関する統計調査の實施及び製表に関する事。

二 國勢調査に關する事。

三 労働力、賃金、勤労及び住宅の統計調査に關すること。

四 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

五 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

六 統計知識の普及及び宣傳に関する事。

七 所轄財産及び物品に關すること。

八 他課に屬さない事務に關すること。

九 その他の經濟調査に關すること。

十 第二號から第八號までの統計調査の結果の解析に關すること。

十一 人口及び社会に關する統計調査の企画並びに実施に關すること。

十二 人口社会課においては、左の事務をつかさどる。

一 國勢調査その他國勢の基本に関する統計調査の實施及び製表に関する事。

二 國勢調査に關する事。

三 労働力、賃金、勤労及び住宅の統計調査に關すること。

四 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

五 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

六 統計知識の普及及び宣傳に関する事。

七 所轄財産及び物品に關すること。

八 他課に屬さない事務に關すること。

九 その他の經濟調査に關すること。

十 第二號から第八號までの統計調査の結果の解析に關すること。

十一 人口及び社会に關する統計調査の企画並びに実施に關すること。

十二 人口社会課においては、左の事務をつかさどる。

一 國勢調査その他國勢の基本に関する統計調査の實施及び製表に関する事。

二 國勢調査に關する事。

三 労働力、賃金、勤労及び住宅の統計調査に關すること。

四 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

五 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

六 統計知識の普及及び宣傳に関する事。

七 所轄財産及び物品に關すること。

八 他課に屬さない事務に關すること。

九 その他の經濟調査に關すること。

十 第二號から第八號までの統計調査の結果の解析に關すること。

十一 人口及び社会に關する統計調査の企画並びに実施に關すること。

十二 人口社会課においては、左の事務をつかさどる。

一 國勢調査その他國勢の基本に関する統計調査の實施及び製表に関する事。

二 國勢調査に關する事。

三 労働力、賃金、勤労及び住宅の統計調査に關すること。

四 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

五 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

六 統計知識の普及及び宣傳に関する事。

七 所轄財産及び物品に關すること。

八 他課に屬さない事務に關すること。

九 その他の經濟調査に關すること。

十 第二號から第八號までの統計調査の結果の解析に關すること。

十一 人口及び社会に關する統計調査の企画並びに実施に關すること。

十二 人口社会課においては、左の事務をつかさどる。

一 國勢調査その他國勢の基本に関する統計調査の實施及び製表に関する事。

二 國勢調査に關する事。

三 労働力、賃金、勤労及び住宅の統計調査に關すること。

四 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

五 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

六 統計知識の普及及び宣傳に関する事。

七 所轄財産及び物品に關すること。

八 他課に屬さない事務に關すること。

九 その他の經濟調査に關すること。

十 第二號から第八號までの統計調査の結果の解析に關すること。

十一 人口及び社会に關する統計調査の企画並びに実施に關すること。

十二 人口社会課においては、左の事務をつかさどる。

一 國勢調査その他國勢の基本に関する統計調査の實施及び製表に関する事。

二 國勢調査に關する事。

三 労働力、賃金、勤労及び住宅の統計調査に關すること。

四 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

五 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

六 統計知識の普及及び宣傳に関する事。

七 所轄財産及び物品に關すること。

八 他課に屬さない事務に關すること。

九 その他の經濟調査に關すること。

十 第二號から第八號までの統計調査の結果の解析に關すること。

十一 人口及び社会に關する統計調査の企画並びに実施に關すること。

十二 人口社会課においては、左の事務をつかさどる。

一 國勢調査その他國勢の基本に関する統計調査の實施及び製表に関する事。

二 國勢調査に關する事。

三 労働力、賃金、勤労及び住宅の統計調査に關すること。

四 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

五 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

六 統計知識の普及及び宣傳に関する事。

七 所轄財産及び物品に關すること。

八 他課に屬さない事務に關すること。

九 その他の經濟調査に關すること。

十 第二號から第八號までの統計調査の結果の解析に關すること。

十一 人口及び社会に關する統計調査の企画並びに実施に關すること。

十二 人口社会課においては、左の事務をつかさどる。

一 國勢調査その他國勢の基本に関する統計調査の實施及び製表に関する事。

二 國勢調査に關する事。

三 労働力、賃金、勤労及び住宅の統計調査に關すること。

四 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

五 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

六 統計知識の普及及び宣傳に関する事。

七 所轄財産及び物品に關すること。

八 他課に屬さない事務に關すること。

九 その他の經濟調査に關すること。

十 第二號から第八號までの統計調査の結果の解析に關すること。

十一 人口及び社会に關する統計調査の企画並びに実施に關すること。

十二 人口社会課においては、左の事務をつかさどる。

一 國勢調査その他國勢の基本に関する統計調査の實施及び製表に関する事。

二 國勢調査に關する事。

三 労働力、賃金、勤労及び住宅の統計調査に關すること。

四 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

五 統計調査の結果の編集及び刊行に関する事。

六 統計知識の普及及び宣傳に関する事。

七 所轄財産及び物品に關すること。

1953年4月1日 (水曜日)

(課長)	課に、課長を置く。
第七條	課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理する。
(庶務課)	第八條 庶務課においては、左の事務をつかさどる。
一 機密に関すること。	二 室長の官印及び誓印の管理に関する事。
三 室の豫算、決算及び会計に関する事。	四 宗務の総合調整に関する事。
五 所管財産及び物品に関する事。	六 他課に屬さない事務に関する事。

(調査課)
第九條 企画課においては、左の事務をつかさどる。
一 経済に関する企画の総合立案に関する事。
二 総合開発資料の収集及び調整に関する事。
三 経済に関する基本的政策の総合調整案に関する事。

(調査課)
第十條 調査課においては、左の事務をつかさどる。
一 経済力の調査に関する事。
二 財政、金融及び通貨等の調査に関する事。
三 外資導入の調査及び外資導入合議會に関する事。

(課長)	課に、課長を置く。
第二條	課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理する。
(庶務課)	第八條 庶務課においては、左の事務をつかさどる。
一 機密に関すること。	二 室長の官印及び誓印の管理に関する事。
三 室の豫算、決算及び会計に関する事。	四 宗務の総合調整に関する事。
五 所管財産及び物品に関する事。	六 他課に屬さない事務に関する事。

(その他経済の総合企画の立案に必要な調査に関する事)。	必要的な調査に関する事。
(委任規定)	事項は、規則で定める。
第十一條	この立法施行に關し必要な事項は、規則で定める。
附 則	この立法は、一九五三年四月一日から施行する。

(検察官の権限)	行政主席 比嘉 秀平
立法第十三號	琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。
(検察官)	第一條 檢察官は、檢察官の行う事務を統括するところとする。
(検察官の権限)	第一條 檢察官は、檢察官の行う事務を統括するところとする。
(検察官)	第一條 檢察官は、檢察官の行う事務を統括するところとする。

(検察官の権限)	行政主席 比嘉 秀平
第五條	檢察官は、犯罪について捜査の権限を有する者との関係は、刑事訴訟に関する法令の定めるところによる。
2 檢察官と他の法令により捜査の職權を有する者との関係は、刑事訴訟に関する法令の定めるところによる。	2 檢察官は、檢察官の事務に関する事務を統括するところとする。
(檢察官)	第一條 檢察官は、檢察官の事務を統括するところとする。
(檢察官)	第一條 檢察官は、檢察官の事務を統括するところとする。

(臨時職務代理)	第九條 檢事長及び次長檢事にともに檢事及び副檢事とする。
第三條	檢察官は、檢事長、次長檢事、檢事及び副檢事とする。
(檢察官の職務権限)	第四條 檢察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正當な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、裁判所の権限に屬するその他の事項について、職務上必要と認めるときは、裁判所に通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に屬させた事務を行う。
(檢察官の指揮監督)	第五條 檢察官は、檢事長の指定する他の檢察官又は他の職員が、臨時にその職務を行う。
(行政主席の指揮監督)	第六條 行政主席は、第四條及び第五條に規定する檢察官の事務に関する事務を統括するところとする。

(臨時職務代理)	第九條 檢事長及び次長檢事にともに檢事及び副檢事とする。
第三條	檢察官は、檢事長、次長檢事、檢事及び副檢事とする。
(檢察官の職務権限)	第四條 檢察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正當な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、裁判所の権限に屬するその他の事項について、職務上必要と認めるときは、裁判所に通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に屬させた事務を行う。
(檢察官の指揮監督)	第五條 檢察官は、檢事長の指定する他の檢察官又は他の職員が、臨時にその職務を行う。
(行政主席の指揮監督)	第六條 行政主席は、第四條及び第五條に規定する檢察官の事務に関する事務を統括するところとする。

(臨時職務代理)	第九條 檢事長及び次長檢事にともに檢事及び副檢事とする。
第三條	檢察官は、檢事長、次長檢事、檢事及び副檢事とする。
(檢察官の職務権限)	第四條 檢察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正當な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、裁判所の権限に屬するその他の事項について、職務上必要と認めるときは、裁判所に通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に屬させた事務を行う。
(檢察官の指揮監督)	第五條 檢察官は、檢事長の指定する他の檢察官又は他の職員が、臨時にその職務を行う。
(行政主席の指揮監督)	第六條 行政主席は、第四條及び第五條に規定する檢察官の事務に関する事務を統括するところとする。

(臨時職務代理)	第九條 檢事長及び次長檢事にともに檢事及び副檢事とする。
第三條	檢察官は、檢事長、次長檢事、檢事及び副檢事とする。
(檢察官の職務権限)	第四條 檢察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正當な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、裁判所の権限に屬するその他の事項について、職務上必要と認めるときは、裁判所に通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に屬させた事務を行う。
(檢察官の指揮監督)	第五條 檢察官は、檢事長の指定する他の檢察官又は他の職員が、臨時にその職務を行う。
(行政主席の指揮監督)	第六條 行政主席は、第四條及び第五條に規定する檢察官の事務に関する事務を統括するところとする。

(臨時職務代理)	第九條 檢事長及び次長檢事にともに檢事及び副檢事とする。
第三條	檢察官は、檢事長、次長檢事、檢事及び副檢事とする。
(檢察官の職務権限)	第四條 檢察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正當な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、裁判所の権限に屬するその他の事項について、職務上必要と認めるときは、裁判所に通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に屬させた事務を行う。
(檢察官の指揮監督)	第五條 檢察官は、檢事長の指定する他の檢察官又は他の職員が、臨時にその職務を行う。
(行政主席の指揮監督)	第六條 行政主席は、第四條及び第五條に規定する檢察官の事務に関する事務を統括するところとする。

(7) 1953年4月1日 (水曜日)

公報 (號外)

- 付される。
- 一　すべての検察官について三年ごとに定期審査を行う場合
- 二　行政主席の請求により各検察官について隨時審査を行う場合
- 3　検察官適格審査会は、検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないかどうかを審査し、その議決を行政主席に通知しなければならない。
- 行政主席は、検察官適格審査会から検察官がその職務を執るに適しない旨の議決の通知があつた場合において、その議決を相當と認めるときは、當該検察官を罷免しなければならない。
- 4　検察官適格審査会は、行政主席の監督に属し、立法院議員、検察官、法務局の職員、判事、辯護士及び琉球大学教授の中から選任された九人の委員を以つて組織する。但し、委員となる立法院議員は四人とし、立法院において選出する。
- 5　検察官適格審査会に、委員一名につきそれぞれ一名の豫備委員を置く。
- 6　各委員の豫備委員は、それぞれその委員と同一の資格ある者の中から選任する。但し、豫備委員となる立法院議員は、立法院において選する。
- 7　委員に事故のあるとき、又は委員が缺けたときは、その豫備委員が、その職務を行う。

- (身分保障)
- 第十三條　検察官は、前條の場合は、行政官適格審査会に関する事項は、行政主席が定める。
- 8　前七項に規定するものの外、検察官適格審査会に関する事項は、行政官適格審査会に於ける事項と同様に定められる。
- 第三條　他の法令中「檢事」とあるのは、「検察官」と読み替えるものとする。
- 第四條　法務局設置法（一九五二年立法第七號）第十七條の規定による検察事務官は、上官の命を受けて、
- 2　検察事務官は、上官の命を受けて、
- 3　検察官は、検察官の指揮を受けて
- （職員）
- 第十四條　検察官は、検察事務官、検察技官その他の職員を置く。
- 2　検察事務官は、上官の命を受けて、
- 3　検察官は、検察官の指揮を受けて
- （分課）
- 第十五條　検察官は、検察官の指揮を受けて技術をつかさどる。
- （公務員法の特別規定）
- 第十六條　第十一條から第十三條までの規定は、検察官の職務と責任の特殊性に基いて、琉球政府公務員法（一九五三年立法第四號）第六十五條の規定による特例を定めたものとする。

- 第一條　この立法は、一九五三年四月一日から施行する。
- 第二條　この立法施行の際、現に検事（検事長、次長検事、副検事を含む）
- 附 則

発行所
行政主席官房文書課

[印] 琉球政府